

令和3年第1回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和3年2月24日

## 令和3年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和3年2月24日(水)
- 2 招集場所 ホテルマリターレ創世 西館1階 アテナ  
(久留米市東櫛原町900)

3 出席議員 (18名)

1番	永田	一伸	君
2番	中村	博俊	君
3番	石井	秀夫	君
4番	田中	功一	君
5番	田中	良介	君
6番	大熊	博文	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	川野栄美子		君
9番	平木	一朗	君
10番	入江	和隆	君
11番	佐々木益雄		君
12番	立山	稔	君
13番	中野	義信	君
14番	組坂	公明	君
15番	安丸眞一郎		君
16番	高橋	直也	君
17番	中島	和正	君
18番	中島	宗昭	君

4 欠席議員 (0名)

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	大久保	勉	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	境	公雄	君

会計管理者 井上 益規 君

**【事務局】**

事務局理事(兼)事務局長 衛本みどり 君

事務局次長 深町 豪 君

総務主査 池田 周平 君

**【消防本部】**

消防長 秋吉 弘章 君

消防次長 川島父三男 君

久留米消防署長 平山 文彦 君

三井消防署長 執行 悟 君

浮羽消防署長 橋本 俊之 君

三瀨消防署長 坂本 武英 君

大川消防署長 岡部 幸則 君

総務担当次長(兼)総務課長 江頭 宣昭 君

人事研修課長 長谷 義 君

予防課長 出利葉 操 君

救急防災課長 服部 辰典 君

救急防災課救急主幹 村田 康裕 君

情報指令課長 上野 護 君

**6 議事日程**

日程 第 1 会期の決定

日程 第 2 第 1 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

日程 第 3 第 2 号議案 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程 第 4 第 3 号議案 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算 (第 1 号)

日程 第 5 第 4 号議案 令和 3 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算

日程 第 6 第 5 号議案 令和 3 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療

## 支援事業特別会計予算

- 日程第 7 第 6 号議案 令和 3 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別  
会計予算
- 日程第 8 第 7 号議案 久留米広域市町村圏事務組合特別会計設置条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 9 第 8 号議案 久留米広域ふるさと振興基金の設置及び管理に関する条  
例を廃止する条例
- 日程第 1 0 第 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正  
する条例
- 日程第 1 1 第 1 0 号議案 久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につ  
いて
- 日程第 1 2 会議録署名議員の指名

＝午後2時57分開会＝

---

◎ 開 会

○議長（永田一伸君） それでは、少し時間は早いですが、お揃いでありますので、只今より令和3年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

---

◎ 日程第1 会期の決定について

○議長（永田一伸君） これより本日の会議を開きます。  
それでは、日程第1、「会期の決定」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議はありませんか。  
（『なし』と呼ぶ者あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

◎ 日程第2 第1号議案

○議長（永田一伸君） 次に、日程第2、第1号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。  
組合長に提案理由の説明を求めます。  
大久保組合長。

○組合長（大久保勉君） 皆様、こんにちは。

本日、ここに令和3年第1回組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援、ご協力を賜り感謝を申し上げます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、公平委員会委員の選任議案を提出させていただいておりますので、どうか十分にご審議のうえご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、令和2年の人事院勧告等を踏まえた職員の期末手当の改正を行うに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げます、承認を求めらるものでございます。

以上、簡単ではございますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

---

◎ 日程第3 第2号議案

◎ 日程第4 第3号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第3、第2号議案「令和2年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算(第1号)」及び日程第4、第3号議案「令和2年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算(第1号)」の2件は、いずれも令和2年度補正予算に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) それでは、第2号議案及び第3号議案の2件の提案理由につきまして、説明申し上げます。

この2件は、いずれも令和2年度当組合特別会計の補正予算でございます。

まず、第2号議案のふるさと振興事業特別会計補正予算(第1号)は、ふるさと振興事業として取り組む「結婚サポート事業」について、新型コロナウイルス感染症防止対策の経費として、「県補助金」を充当できることとなりましたことから、歳入歳出予算それぞれに、18万2千円の増額補正をするものでございます。

続きまして、第3号議案の広域消防特別会計補正予算(第1号)は、「消防施設整備事業」の財源の一部として充当する「緊急防災・減災事業債」の適用額を増額できることとなりましたことから、歳入予算を組み替えるとともに、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、何卒、ご理解を賜わり、満場のご賛同をお願い申し上げます。

○議長(永田一伸君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第2号議案及び第3号議案の2件を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案及び第3号議案の2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第5 第4号議案

◎ 日程第6 第5号議案

◎ 日程第7 第6号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第5、第4号議案「令和3年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算」から、日程第7、第6号議案「令和3年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算」までの3件は、いずれも当組合の新年度予算でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第4号議案から第6号議案までの提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

まず、第4号議案の令和3年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比 26.5パーセント減の2,630万3千円を計上しております。

次に、第5号議案の令和3年度小児救急医療支援事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と同額の3,520万9千円を計上いたしております。

次に、第6号議案の令和3年度広域消防特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比 23.2パーセント減の49億7,700万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当に説明をさせます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永田一伸君) それでは、これより担当者からの説明を求めます。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（永田一伸君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

令和3年度各会計予算につきまして、ご説明いたします。

私からは、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計予算につきまして、予算に関する説明書でご説明いたします。

まず、一般会計予算についてでございます。

令和3年度予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金 2,310万円は、事務局の経常的経費に係る構成市町負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 300万円、人件費相当額 2,010万円でございます。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目 繰越金 320万円は、前年度からの繰り越し見込み額 170万円、令和2年度で廃止するふるさと振興事業特別会計からの剰余金 150万円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目 議会費 189万円は、議会運営に係る経費で、18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料がその主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常的経費でございまして、1項1目 一般管理費は、2,276万6千円を計上いたしております。

内訳でございますが、1節 報酬 5万円は、行政不服審査会委員3名分の委員報酬でございます。2節 給料 73万2千円は、正副組合長6名分の給料でございます。

10節 需用費 69万9千円は、事務用品等の消耗品費 27万1千円、議案書等の印刷製本費 31万1千円がその主なものでございます。

11節 役務費 27万7千円は、電話回線使用料等の通信運搬費でございます。

12節 委託料 11万円は、ホームページの更新及び保守管理に係る委託料でございます。

13節 使用料及び賃借料 48万8千円は、事務局公用車リース料がその主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,010万円は、事務局派遣職員2名の派遣元であります久留米市に対する人件費負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

2項1目 文書広報費 14万4千円は、情報公開・個人情報保護審査会委員7名分、情報公開・個人情報保護審議会委員9名分の委員報酬がその主なものでございます。



3項1目 公平委員会費 2万5千円は、公平委員会委員3名分の委員報酬がその主なものでございます。

4項1目 監査委員費 19万1千円は、監査委員2名分の委員報酬がその主なものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款 予備費は、128万7千円を計上いたしております。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

17ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金は、2,720万5千円を計上いたしております。

内訳は、構成市町負担金 2,212万1千円、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市からの近隣市町協力金 508万4千円でございます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目 衛生費県補助金 640万2千円は、福岡県からの当事業に対する救急医療施設運営費補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

3款 繰越金 160万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

22ページをお願いいたします。

1款1項1目 小児救急運営費は、事業に要する経費でございます。1節 報酬 8万8千円は、運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 25万円は、久留米広域小児救急センター周知のためのポスター及びチラシの作成経費でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,333万5千円は、小児救急センター運営にかかる医師や看護師の人件費等として久留米医師会及び聖マリア病院に対する補助金並びに小児科医研修事業費として久留米大学に対する補助金として交付するものでございます。

内訳は、久留米医師会 2,049万5千円、聖マリア病院 1,084万円、久留米大学 200万円でございます。

23ページをお願いいたします。

2款 予備費は、150万円を計上いたしております。

ここで、説明を交代させていただきます。

○総務担当次長（江頭宣昭君）議長。

○議長（永田一伸君）江頭総務担当次長。

○総務担当次長（江頭宣昭君）消防本部総務課の江頭でございます。

令和3年度広域消防特別会計予算についてご説明させていただきます。

29ページをお願いします。

まず、歳入予算でございます。1款 分担金及び負担金 1項1目 市町負担金 44億4,310万4千円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金でございます。

1節 経常費負担金 40億1,259万9千円は、人件費や物件費など、経常経費にかかる負担金でございます。

2節 特別負担金 4億3,050万5千円は、退職手当分 1億4,836万5千円、地域医療連携事業分 349万円、投資的経費事業分 5,237万4千円、公債費分 2億2,627万6千円でございます。

投資的経費事業分の内訳でございますが、久留米消防署40mはしご車のオーバーホール 4,617万3千円と、大川市派遣職員にかかる現給保障 620万1千円でございます。

2目 事業費負担金 6,934万5千円は、筑後地域消防指令センターの運営経費といたしまして当消防本部以外の6消防本部から収入するものでございます。

30ページをお願いいたします。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 82万円は、自動販売機及び電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 303万円は、危険物許認可事務手数料が主なものでございます。

31ページの3款 国庫支出金、32ページの4款 県支出金は、科目存置といたしまして1千円を計上するものでございます。

33ページをお願いいたします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 250万円は、車両5台分の売却収入でございます。

1項2目 不動産売払収入は、科目存置として1千円を計上するものでございます。

2項 財産運用収入 1万8千円は、広域消防財政調整基金の利子でございます。

34ページをお願いします。

6款 繰入金は、1項1目 財政調整基金繰入金に科目存置として1千円を計上いたしております。

35ページをお願いします。

7款 繰越金 3億4,845万5千円は令和2年度からの繰越金でございます。

36ページをお願いします。

8款 諸収入でございますが、1項 組合預金利子は、1千円を計上いたしております。

2項 雑入 2,832万3千円は、防火管理者講習会受講料 250万2千円、高速自動車国道救急業務支弁金 212万9千円、自治総合センターコミュニティ助成金 240万円、消防救急無線デジタル化整備事業に対する福岡県市町村振興協会からの助成金 2,101万6千円が主なものでございます。

37ページをお願いいたします。

9款1項 組合債 8,140万円のうち、消防車両整備事業 3,900万円は、高規格救急自動車3台分の財源として計上いたしております。

消防庁舎整備事業 4,240万円は、三井消防署三国出張所非常用発電機外改修工事費用の財源として計上いたしております。

以上、歳入総額は、49億7,700万円でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

38ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務並びに活動に要する経費でございます。1節 報酬 2,203万4千円は、会計年度任用職員12名分が主なものでございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員432名分の人件費が主なものでございます。

5節 災害補償費 30万円は、会計年度任用職員に係る公務災害補償費でございます。

7節 報償費 485万2千円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成にかかる資機材購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち 費用弁償 135万6千円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 1,476万6千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものでございます。

9節 交際費 60万円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費でございます。

10節 需用費の内、消耗品費 8,485万9千円は、消防職員の制服等の被服及び消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費がその主なものでございます。

燃料費 2,430万2千円は、消防車両の燃料及び庁舎用のプロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 416万8千円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費及び予防・救急業務に係る印刷物の作成費が主なものでございます。

光熱水費 4,419万8千円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気、水道、都市ガス料金でございます。

修繕料 3,685万9千円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等にかかる修繕料が主なものでございます。

11節 役務費の内、通信運搬費 3,655万7千円は、一般回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」の利用料が主なものでございます。

手数料 1,774万7千円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 630万5千円は、車両保険料及び消防署所の建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 1億7,049万7千円は、消防署所清掃、事務用機器等保守、職員健康診断、本部庁舎や救急資機材等の点検、指令システム・デジタル無線の保守にかかる委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 2,452万4千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 35万円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

39ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 1,165万1千円は、自然災害対応用資機材、消火活動用資機材などの購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,009万9千円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金、ドクターカー運行事業費負担金が主なものでございます。

21節 補償・補填及び賠償金は、2千円を計上いたしております。

24節 積立金 57万7千円は、広域消防財政調整基金利子を積み立てるものでございます。

26節 公課費 292万3千円は、車両53台分の自動車重量税が主なものでございます。

41ページをお願いいたします。

2目 消防施設費は、庁舎及び車両等の整備に要する経費でございます。

8節 旅費 5万1千円は久留米消防署本署40mはしご車オーバーホールの間検査への職員派遣旅費でございます。

10節 需用費の修繕料 4,874万9千円は、久留米消防署本署40mはしご車オーバーホール及び三井消防署三国出張所の照明改修費用でございます。

14節 工事請負費 4,244万4千円は、三井消防署三国出張所の非常用発電機改修に係る工事請負費でございます。

17節 備品購入費 1億3,060万円は、高規格救急自動車3台、警防車1台分の購入費が主なものでございます。

42ページをお願いいたします。

2款1項1目 公債費元金 3億8,778万円は、平成25年度から令和元年度までに発行しました組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 658万円は、平成25年度から令和2年度までに発行しました組合債に係る利子償還金が主なものでございます。

43ページをお願いいたします。

3款 予備費は、1億5千万円を計上いたしております。

以上、歳出総額 49億7,700万円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(石井秀夫議員が手を挙げる)

○3番(石井秀夫君) はい。

○議長(永田一伸君) 3番、石井秀夫議員。

○3番(石井秀夫君) みなさん、こんにちは。久留米市議会から石井秀夫です。よろしくお願ひします。

1年前、私は本議会におきまして新型コロナウイルスの対応について質問させていただきました。その時に答弁をしっかりといただきまして、この1年間見てまいりましたところ、救急の搬送体制を立派に構築頂き、保健所と連携のもと、的確なる任務の遂行をいただいておりますことにまずもって感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで質問させていただきますけれども、広域消防特別会計であります。全部の予算を拝見させていただきました。大幅な削減の予算が計上されております。私が特に気になりました点は、消防車両整備事業の1億7,600万円減。対前年度比50.6%の大幅減少になります。本来ならば、新しく更新をして車両を揃え、そして次年度しっかりみなさんが活動していただくということになるのではないのかなと思っておりましたけれど、次年度の予算を私が見る限りは、なにか無理に圧縮をされているのではないかと、どこかに不備な点があるのではないかと気になっております。車両更新についてその考え方、今後どのように進められていくのか、悪影響がないのか、そのことについてお答えをお願いします。

○救急防災課長(服部辰典君) 議長。

○議長(永田一伸君) 服部救急防災課長。

○救急防災課長(服部辰典君) 救急防災課の服部です。石井秀夫議員の質問にお答えいたします。

当消防本部における車両の更新につきましては、日本消防検定協会が、消防車両等の構造及び機能等並びに運用に係る安全上必要な事項を取りまとめた「消防用車両の安全基準」を踏まえ、車両種別毎の更新基準を策定しております。

その上で、各車両の更新を判断するに当たって、更新基準に該当した車両の現状及び修繕歴等を基に、本部の所管課長及び各消防署の警防課長で構成する「車両査定委員会」において、災害現場活動に与える影響や更新を先送りしたことによる後年度の急激な予算増などを勘案し、次年度に更新するべきか、更新を延長することが可能なのかについての検討を行っております。

そのような検討に基づき、毎年度更新車両を予算計上していますが、車両の種類や台数により事業費が大きく増減する場合がございます。

令和3年度の消防車両整備事業費が令和2年度に比べ大幅に減額となったことにつきましては、令和2年度は、救助工作車1億3千万円、水槽付消防ポンプ自動車8千万円など、高額な消防車両を更新するため、事業費が高くなってまいりました。しかし、令和3年度は、そのような高額な消防車両の更新がないことが

主な要因でございます。

今後の消防車両の更新につきましても、消防力の低下を招かないよう消防体制整備計画に沿った車両更新を基本としながら、構成市町への財政負担の軽減も念頭に置き、適正かつ効率的な消防車両の整備に努めて参りたいと考えております。

以上で、石井議員の質問に対する答弁を終わります。

(石井秀夫議員が手を挙げる)

○3番(石井秀夫君) はい。

○議長(永田一伸君) 3番、石井秀夫議員。

○3番(石井秀夫君) 答弁ありがとうございました。

消防力の低下を招かないようにしっかり努めていくということで、その消防体制整備計画、それに沿って車両更新を進めていくという答弁をいただいたところでございます。そのことについては、私も理解することができました。そこで全体の予算の部分についてお尋ねしたいと思います。

この前年と比べまして15億400万円の減となっております令和3年度予算総額であります。本年度に比べて23.2%も減。これも先ほどの車両の予算と同様に大きな削減となっております。広域消防構成市町の財政負担軽減に努めたとあります。しかし、まだまだ新型コロナウイルスの対応もしなければなりません。そして、さらに自然災害につきましても、昨年もそうでしたけれども各地で大きな災害が発生しております。この対応も必要です。また、前々から課題になっております消防職員の数。この低い充足率を補っていく、これをあげていくという取り組みで令和2年度から計画が始まっているとお聞きしています。こういうものに令和3年度の削減予算で影響を及ぼしていかないのかということが私は気になるところでありますので、今一度全体の予算について答弁をいただきたい、考えをお聞きしたいと考えております。以上です。

○消防次長(川島父三男君) 議長。

○議長(永田一伸君) 川島消防次長。

○消防次長(川島父三男君) 次長の川島でございます。石井議員の予算の大幅減による災害等への消防力の低下や職員の増員計画などに影響はないかという趣旨のご質問だったかと思いますが、回答をさせていただきます。

まず、予算の大幅減の要因でございますが、大きく3点ございまして、うち2点が今年度の単年度事業の終了によるものでございます。まず、1点目は、通信指令システム及びデジタル無線設備中間更新の費用が約10億8,500万円、次に当本部の本部庁舎非常用発電機及び空調設備等改修工事費が、約2億9千万円と、これらの事業が終了します。3点目は、先ほど回答しました車両整備に係る予算額の減少で、これらを合計しますと、約15億5千万円となり、これらだけで23.9%の減となります。

これらを除けば、令和3年度予算(案)は、ほぼ前年並みの予算規模となっているところでございます。

しかしながら、令和3年度予算（案）の編成にあたりましては、議員もおっしゃったとおりコロナ禍などによる構成市町の税収減を想定しまして、時間外勤務手当や旅費の縮減に努めていきます一方で、救急隊員の新型コロナウイルス感染予防資材や大規模災害に備えた庁舎設備の機能強化、また、近年の豪雨災害対策としまして救命胴衣や救助用ボート、チェーンソーといった資機材の拡充など、災害等に備える予算はしっかりと計上させていただいております。したがって、消防力低下などの影響はないものと考えております。

次に、職員の増員計画へ影響はないかとのご質問ですが、昨年8月議会において、現行の定数429人から464人へ35人増員する条例改正議案をご承認いただきました。この増員により、特に優先度の高い救急隊の専従化と消防隊の初動体制の充実として乗車人員を増加させるなど、計画どおり令和4年度から令和9年度にかけて段階的に取り組むことといたしております。

今後とも財政面につきましては有利な財源を活用するなど、構成市町の財政負担軽減に努めながら、また、社会情勢の変化や消防行政を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、施設、車両の整備、また適切な定員管理など諸課題の解決に向けて引き続き取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）ありがとうございました。

消防力の低下を起こさないように、全市民が期待しておりますのでこれからもよろしく申し上げます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第4号議案から第6号議案までの各会計予算を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案から第6号議案までの3件は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第 8 第 7 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 8、第 7 号議案「久留米広域市町村圏事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）それでは、第 7 号議案 久留米広域市町村圏事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

本件は、広域市町村圏計画に関する事務の廃止に伴いまして、ふるさと振興事業特別会計の設置に関する規定部分を削除するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 7 号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第 7 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第 9 第 8 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 9、第 8 号議案「久留米広域ふるさと振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第 8 号議案 久留米広域ふるさと振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の提案理由を説明申し上げます

本件は、所期の目的達成に伴いまして、久留米広域ふるさと振興基金を各出資市町の出資割合に応じ、関係市町に帰属させるため、条例を廃止しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。



○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第8号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第10 第9号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第10、第9号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第9号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、電気自動車等を充電するための「急速充電設備」を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項について、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第9号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第11 第10号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第11、第10号議案「久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（永田一伸君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第10号議案 公平委員会委員の選任についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、当組合の公平委員会委員であります平塚文成氏の任期が、今年度末をもって満了となりますことから、その後任委員として、田中鈴子氏を選任することについて、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第10号議案を、同意することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

◎ 日程第 1 2 会議録署名議員の指名について

○議長（永田一伸君）次に、日程第 1 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

1 3 番、中野義信議員、1 5 番、安丸眞一郎議員、お二人を指名いたします。

以上をもって、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和 3 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様どうもお疲れ様でした。

---

=午後 3 時 4 5 分閉会=

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員